

○安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例施行規則

平成25年12月19日

安中市規則第30号

改正 平成26年5月22日規則第11号

平成28年3月31日規則第26号

平成29年3月17日規則第8号

廃止 平成29年12月15日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例（平成25年安中市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(附属装置等)

第3条 条例第2条第2号の太陽光発電設備と同時に設置される附属装置等は、専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置又はこれらの装置を収納する容器とする。

(平26規則11・一部改正)

(課税免除の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定による固定資産税及び都市計画税の課税免除の申請は、固定資産税・都市計画税課税免除申請書(様式第1号)に関係書類を添えて行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定による固定資産税及び都市計画税の課税免除の審査の結果の通知は、固定資産税・都市計画税課税免除承認決定通知書(様式第2号)又は固定資産税・都市計画税課税免除不承認決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(課税免除の決定の取消し)

第5条 条例第7条第1項の規定による課税免除の決定の取消しの通知は、固定資産税・都市計画税課税免除取消決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(地位の承継の申請)

第6条 条例第8条第1項の規定による決定事業者(条例第8条の規定による決定事業者の地位を承継した者を含む。以下同じ。)の地位の承継の申請は、決定事業者地位承継承認申請書(様式第5号)に関係書類を添えて行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による承認の通知は、決定事業者地位承継承認書(様式第6号)

により行うものとする。

(適正管理)

第7条 決定事業者は、条例第7条第1項第3号の課税免除の対象期間を経過した後においても、大規模太陽光発電設備を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、条例第1条の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年5月22日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第26号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日規則第8号）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に受けている電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条の規定に基づく設備の認定は、改正法第2条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「新法」という。）第9条第3項の規定による認定とみなして、この規則による改正後の安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定を適用する。

3 この規則の施行の際現に締結されている電力会社との電力受給契約は、その契約の期間が終了するまでの間は、新法第2条第5項に規定する特定契約とみなして、新規則の規定を適用する。

附 則（平成29年12月15日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

安中市長 様

申請者

住所

氏名

⑤

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、  
名称並びに代表者の役職名及び氏名）

電話番号

固定資産税・都市計画税課税免除申請書（年度分）

安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例第6条第1項の規定に基づき、大規模太陽光発電設備の設置に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 大規模太陽光発電設備の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 設備の稼働年月日

2 課税免除の申請期間 \_\_\_\_\_年度から \_\_\_\_\_年度まで

3 課税免除の対象となる固定資産

課税免除対象固定資産一覧表（別紙1）のとおり

4 関係書類（市長が必要ないと認めるときは、関係書類の全部又は一部を省略することができる。）

- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の規定による認定（同法第10条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けたことが分かる書類の写し
- (2) 電気事業者との特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する特定契約をいう。）及び電気事業者に対する電気の供給の開始が確認できる書類の写し
- (3) 現況写真
- (4) 大規模太陽光発電設備の設置箇所の付近見取図及び土地の図面
- (5) 大規模太陽光発電設備の仕様及び出力数が明示された書類
- (6) 所得税又は法人税の確定申告書（法人にあつては、減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（法人税法施行規則第34条第2項に規定する別表16（1）及び別表16（2）を含む。）の写し並びに償却資産申告書及び種類別明細書（地方税法施行規則第14条に規定する第26号様式）の写し（課税免除の申請をする対象に償却資産が含まれる場合のみ）
- (7) 賃貸借契約書又は地上権設定契約書の写し（課税免除の申請をする対象固定資産に賃貸借又は地上権の設定の契約をした土地が含まれる場合のみ）
- (8) 市税の未納税額のないことの証明書又は市税納付状況確認承諾書（別紙2）
- (9) その他市長が必要と認める書類

別紙1

課税免除対象固定資産一覧表

1 課税免除の申請期間                      年度から                      年度まで                      年度該当分

2 土地

所在地	地目	地積 m <sup>2</sup>	備考
合計			

3 家屋

所在地	種類	構造	延べ床面積 m <sup>2</sup>	建築年月日	備考
合計					

4 償却資産

資産名称	数量	耐用年数	取得年月	取得価額	備考
合計					

別紙 2

市税納付状況確認承諾書

私は、安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例第 6 条第 2 項の規定に基づ  
く固定資産税及び都市計画税の課税免除の申請の審査に当たって、市が私の安  
中市市税納付状況を確認することを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、  
名称並びに代表者の役職名及び氏名)

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

安中市長



固定資産税・都市計画税課税免除承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった大規模太陽光発電設備の設置に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除について、安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例第6条第2項の規定に基づき、審査した結果、承認することと決定したので通知します。

- 1 課税免除の対象年度 \_\_\_\_\_ 年度
- 2 大規模太陽光発電設備の名称
- 3 大規模太陽光発電設備の所在地
- 4 課税免除の対象となる固定資産  
課税免除対象固定資産一覧表（別紙）のとおり

別紙

課税免除対象固定資産一覧表

1 課税免除の対象期間                      年度から                      年度まで                      年度該当分

2 土地

所在地	地目	地積 m <sup>2</sup>	備考
合計			

3 家屋

所在地	種類	構造	延べ床面積 m <sup>2</sup>	建築年月日	備考
合計					

4 償却資産

資産名称	数量	耐用年数	取得年月	取得価額	備考
合計					

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

安中市長



固定資産税・都市計画税課税免除不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大規模太陽光発電設備の設置に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除について、安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例第6条第2項の規定に基づき審査した結果、承認しないことと決定したので通知します。

- 1 不承認の理由
- 2 大規模太陽光発電設備の名称
- 3 大規模太陽光発電設備の所在地
- 4 課税免除を不承認とした固定資産  
課税免除不承認固定資産一覧表（別紙）のとおり

（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安中市を被告として（訴訟において安中市を代表する者は、安中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別紙

課税免除不承認固定資産一覧表

年度該当分

1 土地

所在地	地目	地積 m <sup>2</sup>	備考
合計			

2 家屋

所在地	種類	構造	延べ床面積 m <sup>2</sup>	建築年月日	備考
合計					

3 償却資産

資産名称	数量	耐用年数	取得年月	取得価額	備考
合計					

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

様

安中市長



固定資産税・都市計画税課税免除取消決定通知書

年 月 日付け第 号により通知した課税免除の決定について、  
安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり取り消したので通知します。

1 取り消した課税免除の決定内容

- (1) 課税免除の決定の年月日 年 月 日
- (2) 大規模太陽光発電設備の名称
- (3) 大規模太陽光発電設備の所在地

2 取消年月日 年 月 日

3 取消しの理由

(教示)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安中市を被告として(訴訟において安中市を代表する者は、安中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

安中市長 様

決定事業者

住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、  
名称並びに代表者の役職名及び氏名）

電 話 番 号

承継事業者

住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、  
名称並びに代表者の役職名及び氏名）

電 話 番 号

決定事業者地位承継承認申請書

安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例第8条第1項の規定に基づき、決定事業者の地位の承継について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 大規模太陽光発電設備の概要

名 称	
所 在 地	

2 承継年月日 年 月 日

3 承継の理由及び内容

4 関係書類

- (1) 承継の内容を確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

決定事業者 様  
承継事業者 様

安中市長



決定事業者地位承継承認書

年 月 日付けで申請のあった決定事業者の地位の承継について、安中市  
大規模太陽光発電設備設置促進条例第8条第2項の規定に基づき、承認したので通知しま  
す。

1 事業者等の詳細

(1) 決定事業者

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称並びに代表者の役職名及び氏名）

(2) 承継事業者

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称並びに代表者の役職名及び氏名）

2 課税免除の対象期間 \_\_\_\_\_年度から \_\_\_\_\_年度まで

3 大規模太陽光発電設備の名称 \_\_\_\_\_

4 大規模太陽光発電設備の所在地 \_\_\_\_\_

様式第1号（第4条関係）

（平29規則8・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

（平28規則26・一部改正）

様式第4号（第5条関係）

（平28規則26・一部改正）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第6条関係）